会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第１３３６号
令和５年１０月１０日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　登　坂　英　明）

「令和５年１０月以降の新型コロナウイルス感染症に係る
公費の取扱いについて」の一部改訂等について

標記のことについて、県保健医療部長から別添（9月29日付感対第794-1号）のとおり通知がありました。

つきましては、ご了知いただきますとともに、貴会管下会員あてご周知ください。

担　当：業務課 業務Ⅰ担当　石田

鳩加八潮医師会
収受
5.10.10
第686号

感対第７９４－１号
令和５年９月２９日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　金井　忠男　　様

埼玉県保健医療部長　　表　久仁和
（公印省略）

「令和５年10月以降の新型コロナウイルス感染症に係る
公費の取扱いについて」の一部改訂等について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和５年９月21日付け感対第749号「令和５年10月以降の新型コロナウイルス感染症に係る公費の取扱いについて」において、埼玉県における、令和５年10月以降の、新型コロナウイルス感染症に係る公費の取扱いについてお示しいたしました。

今般、令和５年９月28日付け保医発0928第１号「新型コロナウイルス感染症の令和５年10月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」が発出され、公費負担者番号、公費受給者番号が確定したこと等から、別紙の一部を改訂いたしました。

併せて、令和５年９月15日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和５年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」が、９月28日付けで改正され、公費負担取扱い関係のQAが追加されています。

つきましては、内容を御了知いただき、貴会員の医療機関あて周知いただきますようお願いいたします。

埼玉県ホームページを更新しております。

- 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療費の公費負担について」
 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/pubexp_after_covid19.html

感染症対策課
感染症・新型インフルエンザ対策担当
（制度担当）
ＴＥＬ：０４８－８３０－７５２５
Ｅｍａｉｌ：a7500-14@pref.saitama.lg.jp

別紙

令和５年10月以降の新型コロナウイルス感染症に係る公費の取扱いについて
（令和５年９月29日一部改訂）

改訂した点
①公費負担者番号及び公費受給者番号の確定(2ページ目)
令和５年９月28日付け厚生労働省保険局医療課通知「新型コロナウイルス感染症の令和５年10月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」が発出され、公費負担者番号、公費受給者番号が確定しましたので、改訂いたしました。

②入院中に治療薬公費の対象となる薬剤を投与した場合について追記(5ページ目)
入院中に治療薬公費の対象となる薬剤を投与した場合について追記しました。

１．概要

制度変更による急激な負担増を回避しつつ、医療費の自己負担等に係る一定の公費支援について、一部見直しを行った上で、期限を区切って継続します。

（１）治療薬の自己負担軽減

10月以降については、新型コロナウイルス感染症治療薬(※)の使用の促進は医療提供体制の維持の観点から引き続き重要であることに鑑み、他の疾病との公平性も踏まえつつ、一定の自己負担を求めた上で公費支援を継続することとします。自己負担額については、医療保険の自己負担割合の区分ごとに段階的に設定します。

具体的な自己負担額は、公的医療保険の自己負担割合が１割の方で3,000円、２割の方で6,000円、３割の方で9,000円とします。

（※）経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」、点滴薬「ベクルリー」、（中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシェルド」）

（※）国が購入し、医療機関へ無償譲渡されたもの（国購入品）を除く

（２）入院医療費の自己負担軽減

入院に係る診療報酬上の特例加算については段階的な見直しが行われてはいるものの、インフルエンザ等、他の５類感染症と比較して、入院医療についてはまだ一部差があります。このため、他の疾病との公平性の観点も踏まえ、入院医療費については、高額療養費制度の自己負担限度額からの減額幅を１万円に見直した上で、継続します。

２．公費の種類と公費負担者番号・公費受給者番号

（１）治療費公費

公費負担者番号　28110807　(埼玉県共通)

公費受給者番号　9999996　(全患者共通)

- さいたま市、川越市、越谷市、川口市も含め、上記番号です。

（２）入院公費

公費負担者番号　28110708　(埼玉県共通)

公費受給者番号　9999996　(全患者共通)

- さいたま市、川越市、越谷市、川口市も含め、上記番号です。

３．治療薬公費について

（１）対象者

新型コロナウイルス感染症の患者（外来患者及び入院患者）

（２）公費補助の内容

対象薬剤(※)の薬剤料のうち、保険給付後なお残る自己負担について、以下の自己負担を除いた額を補助します。なお、以下の自己負担は医療機関や薬局の窓口で徴収してください。

公的医療保険の自己負担割合	自己負担額
1割の患者	3,000円
2割の患者	6,000円
3割の患者	9,000円

(※)対象薬剤

経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」

点滴薬「ベクルリー」、

（中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシェルド」）

(※) 国が購入し、医療機関へ無償譲渡されたもの（国購入品）を除く

中和抗体薬「ゼビュディ」「ロナプリーブ」「エバシェルド」については、現在、一般流通が開始しておらず、現在流通しているものはすべて国購入品です。

従って、「ゼビュディ」「ロナプリーブ」については、令和5年10月1日以降も、薬剤料について、自己負担額を徴収しないでください。

「エバシェルド」については、令和5年10月1日以降も、投与時自己負担は3,100円(税込)以下の医療機関が設定した金額となります。

「ラゲブリオ」「パキロビッド」「ゾコーバ」「ベクルリー」についても、国購入品については、引

き続き、自己負担を求めないでください。

（3）期間

令和５年 10 月１日～令和６年３月 31 日

（4）補助の実施方法

原則、医療機関等から審査支払機関を通じたレセプト請求による補助とします。

4．入院公費について

（1）対象

新型コロナウイルス感染症の患者の新型コロナウイルス感染症に係る入院診療に要した費用

- 高額療養費制度の対象外となる入院に係る食事代（標準負担額）や、リネン代等の医療保険の対象とならない費用は、公費補助の対象外です。
- 新型コロナウイルス感染症以外の疾患の医療費は対象外です。

（2）公費補助の内容

医療保険各制度における月間の高額療養費算定基準額（以下「高額療養費制度の自己負担限度額」という。）から原則１万円を減額した額が自己負担の上限となるよう、所得区分毎の高額療養費制度の自己負担限度額から、減額措置後の自己負担額を控除した額を補助します。

具体的には、以下のとおりです。

- 高額療養費制度の自己負担限度額に医療費比例額が含まれない場合は、１万円を補助します。
- 高額療養費制度の自己負担限度額に医療費比例額が含まれる場合は、当該医療費比例額に 5,000 円を加えた額を補助します。
- 入院医療費に係る自己負担額が、所得区分毎の高額療養費制度の自己負担限度額に満たない場合であっても、 減額措置後の自己負担額を超えた場合は、超えた額を補助します。

（3）減額措置後の自己負担額

●70 歳未満の方

高額療養費自己負担限度額の所得区分	(参考)高額療養費自己負担限度額	公費による減額措置後の自己負担額	(参考)コロナ公費が補助する最大金額
年収約 1,160 万円～ 健保：標報 83 万円以上 国保：旧ただし書き所得 901 万円超	252,600 円 ＋医療費比例額	247,600 円	5,000 円 ＋医療費比例額
年収約 770～約 1,160 万円 健保：標報 53 万～79 万円 国保：旧ただし書き所得 600 万～901 万円	167,400 円 ＋医療費比例額	162,400 円	5,000 円 ＋医療費比例額

年収約 370～約 770 万円 健保：標報 28 万～50 万円 国保：旧ただし書き所得 210 万～600 万円	80,100 円 ＋医療費比例額	75,100 円	5,000 円 ＋医療費比例額
～年収約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保：旧ただし書き所得 210 万円以下	57,600 円	47,600 円	10,000 円
住民税非課税	35,400 円	25,400 円	10,000 円

※ 高額療養費の多数回該当の場合は、それぞれの所得区分について、公費による減額後の自己負担額と、多数回該当時の自己負担限度額とのいずれか低い方を適用します。この場合、上段から順に 140,100 円、93,000 円、44,400 円、44,400 円、24,600 円となります。

●70 歳以上の方

高額療養費自己負担限度額の所得区分	(参考)高額療養費自己負担限度額	公費による減額措置後の自己負担額	(参考)コロナ公費が補助する最大金額
年収約 1,160 万円～ 健保：標報 83 万円以上 国保・後期：課税所得 690 万円以上	252,600 円 ＋医療費比例額	247,600 円	5,000 円 ＋医療費比例額
年収約 770～約 1,160 万円 健保：標報 53 万～79 万円 国保・後期：課税所得 380 万円以上	167,400 円 ＋医療費比例額	162,400 円	5,000 円 ＋医療費比例額
年収約 370～約 770 万円 健保：標報 28 万～50 万円 国保・後期：課税所得 145 万円以上	80,100 円 ＋医療費比例額	75,100 円	5,000 円 ＋医療費比例額
～年収約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保・後期：課税所得 145 万円未満	57,600 円	47,600 円	10,000 円
住民税非課税	24,600 円	14,600 円	10,000 円
住民税非課税　(所得が一定以下)	15,000 円	5,000 円	10,000 円

※1 高額療養費の多数回該当の場合は、それぞれの所得区分について、公費による減額後の自己負担額と、多数回該当時の自己負担限度額とのいずれか低い方を適用します。この場合、上段から順に 140,100 円、93,000 円、44,400 円、44,400 円、14,600 円、5,000 円となります。

※2 75 歳となったことで国民健康保険等から後期高齢者医療制度に異動する際、75 歳到達月については、前後の保険制度でそれぞれ高額療養費の自己負担限度額を２分の１とする特例が設けられてい

ることから、今般の公費による減額措置においても、75歳到達月における公費による減額後の自己負担額は、前後の保険制度でそれぞれ上段から順に123,800円、81,200円、37,550円、23,800円、7,300円、2,500円となります。

（4）入院中に治療薬公費の対象となる薬剤を投与した場合について

はじめに、新型コロナウイルス感染症治療薬を含む新型コロナウイルス感染症に係る全ての医療費からみた自己負担割合相当額が、医療保険各制度における高額療養費制度の自己負担限度額から原則１万円を減額した額に達するかどうかを判断します。

① 達する場合には、新型コロナウイルス感染症に係る患者負担額は、医療保険各制度における高額療養費制度の自己負担限度額から原則１万円を減額した額を適用します（新型コロナウイルス感染症治療薬の医療費については、新型コロナウイルス感染症に係る入院の医療費に含めます）。

② 達しない場合には、医療保険各制度における高額療養費制度の自己負担限度額から原則１万円を減額する措置は適用せず、新型コロナウイルス感染症治療薬の患者負担額についてのみ、自己負担上限額を、医療費の自己負担割合が１割の方で 3,000 円、２割の方で 6,000 円、３割の方で 9,000 円とする公費支援を適用します（治療薬を除いた新型コロナウイルス感染症に係る入院医療費は、公費支援を適用せず、医療保険として請求します）。

公費負担者番号は、上記①が適用される場合は「28110708：入院補助」、上記②が適用される場合は「28110807：治療薬」となります。

（5）期間

令和５年10月１日～令和６年３月31日

（6）補助の実施方法

原則、医療機関から審査支払機関を通じたレセプト請求による補助とします。

医療機関において、オンライン資格確認等システム又は限度額適用認定証により、患者の所得区分をご確認ください。

事　務　連　絡
令和５年９月15日
令和５年９月28日最終改正

各（都道府県／保健所設置市／特別区）　衛生主管部（局）　御中

各（都道府県／指定都市／中核市）　介護保険担当主管部（局）　御中

各（都道府県／指定都市／中核市）　障害保健福祉主管部（局）　御中

各（都道府県／指定都市／中核市）　児童福祉主管部（局）　御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部
厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課
こども家庭庁支援局障害児支援課

新型コロナウイルス感染症の令和５年10月以降の
医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）については、令和５年５月８日から感染症法上の位置づけが５類感染症に変更され、医療提供体制は、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととされました。

具体的には、新型コロナの感染症法上の位置づけ変更後の医療提供体制の基本的な考え方や外来・入院医療体制、入院調整、各種公費支援等の見直し内容については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年３月 17 日付け事務連絡。以下「３月 17 日付け事務連絡」という。）等においてお示しし、新型コロナに係る医療提供体制については、各都道府県において本年９月末までを対象期間とする「移行計画」を策定いただいた上で、着実に移行を進めていただいているところです。

今般、重点的・集中的な支援を通じて、冬の感染拡大に対応しつつ、通常医療との両立を更に強化することで通常の医療提供体制への段階的な移行を進めるため、本年 10 月から来年３月までを引き続き移行期間とし、本年 10 月以降の取扱いについて、下記のとおり取りまとめました。

各都道府県においては、下記に示した考え方等を基に、令和６年４月に向けて引き続き通常の医療提供体制への移行を進め、冬の感染拡大に対応できる医療提供体制の強化をお願いするとともに、令和６年３月末までを対象として、「移行計画」を見直した上で、10 月 31 日（火）までにご提出いただくようお願いします。

なお、移行計画の見直しの検討・調整に当たっては、都道府県医師会等の地域の医療関係者、管内の高齢者施設等関係者、消防機関等と協議の上、保健所設置市・特別区と緊密に連携を行っていただくよう、お願いします。

※　「令和５年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和５年９月 15 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）等を参照のこと。

旧臨時の医療施設等の取扱いについて 18 ページに追記修正（下線部）を施し、Q&A（別紙）を追加しました。

別紙

「新型コロナウイルス感染症の令和５年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和５年９月 15 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部等連名事務連絡）」に関するＱ＆Ａ

【患者等に対する公費負担の取扱い関係】

新型コロナウイルス感染症治療薬の種類によって、10 月以降の自己負担上限額に違いはあるのか。

（答）

○ 新型コロナウイルス感染症治療薬の種類によって、自己負担上限額に違いはない。

生活保護単独の被保護者については、10 月以降も治療薬及び入院医療費の公費支援の対象となるのか。

（答）

○ 生活保護単独の被保護者に対して新型コロナウイルス感染症治療薬を使用した場合には、その薬剤費について、引き続き、全額（10 割）を公費支援の対象とする。

○ 医療保険各制度における高額療養費制度の自己負担限度額から原則１万円を減額した額を自己負担の上限とする措置については、公的医療保険に加入しておらず高額療養費制度の対象でないことから、引き続き、対象とならない。

生活保護単独の被保護者以外で、公的医療保険に加入していない場合、10 月以降、治療薬及び入院医療費の公費支援の対象となるのか。

（答）

○ 公的医療保険に加入していない方に対して新型コロナウイルス感染症治療薬を使用した場合、その薬剤費については、９月末までの取扱いとは異なり、全額自己負担となる。また、医療保険各制度における高額療養費制度の自己負担限度額から原則１万円を減額した額を自己負担の上限とする措置についても、高額療養費制度の対象でないことから、引き続き、対象とならない。

治療薬の自己負担上限額について、「１回の治療当たり」とあるが、同一の月に複数の治療薬を使用した場合はどうなるのか。

（答）

○ 同一の月に、複数の新型コロナウイルス感染症治療薬を使用した場合は、その薬剤費について、レセプト単位で自己負担上限額を適用する。

○ 例えば、同一の月に入院及び外来で治療薬を使用した場合は、レセプトが分かれるため、それぞれで自己負担が発生する。一方、同一の月に、同一の医療機関の入院で複数の治療薬を使用した場合や、同一の医療機関の外来及び同一の薬局で複数の治療薬を処方された場合等は、レセプトが一つになるため、自己負担上限額の適用も当該月に一回となる。

○ 同一の治療薬を、月を跨いで使用した場合は、レセプトが分かれるため、月ごとに自己負担上限額を適用する。

入院において、治療薬の公費支援はどのように適用するのか。また、その際の公費負担者番号はどうなるのか。

（答）

○ 入院については、はじめに、新型コロナウイルス感染症治療薬を含む新型コロナウイルス感染症に係る全ての医療費からみた自己負担割合相当額が、医療保険各制度における高額療養費制度の自己負担限度額から原則１万円を減額した額に達するかどうかを判断することとし、

① 達する場合には、新型コロナウイルス感染症に係る患者負担額は、医療保険各制度における高額療養費制度の自己負担限度額から原則１万円を減額した額を適用する（新型コロナウイルス感染症治療薬の医療費については、新型コロナウイルス感染症に係る入院の医療費に含める）。

② 達しない場合には、医療保険各制度における高額療養費制度の自己負担限度額から原則１万円を減額する措置は適用せず、新型コロナウイルス感染症治療薬の患者負担額についてのみ、自己負担上限額を、医療費の自己負担割合が１割の方で 3,000 円、２割の方で 6,000 円、３割の方で 9,000 円とする公費支援を適用する（治療薬を除いた新型コロナウイルス感染症に係る入院医療費は、公費支援を適用せず、医療保険として請求する）。

○ 公費負担者番号は、上記①が適用される場合は「28XX070X：入院補助」、上記②が適用される場合は「28XX080X：治療薬」となる。詳細については、別途お知らせする。

○ 受給者番号に変更はない。

過去に国から配布された新型コロナ治療薬については、10月以降の取扱いはどうなるのか。

(答)

○ 過去に国が買い上げ、希望する医療機関等に無償配布した新型コロナウイルス感染症治療薬については、９月末までの取扱いと同様に、引き続き、患者負担を求めないこととする。

月の途中で75歳に達し、医療費の自己負担割合が変更になった場合、治療薬や入院医療費の公費支援はどうなるのか。

(答)

○ 75 歳到達月の治療薬や入院医療費の公費支援後の自己負担上限額については、到達日前後の自己負担上限額をそれぞれ１／２とする。

○ 例えば、到達日を境に自己負担割合が２割から１割に変更になる場合、治療薬については、当該月の到達日前の自己負担上限額は 3,000 円、当該月の到達日後は 1,500 円となる。

＜具体例＞

投与開始日が 10 月 11 日、75 歳の誕生日が 10 月 12 日の患者が、国保では２割負担、後期高齢では１割負担の場合、10 月 11 日分は２割負担なので上限 6,000 円のところ１／２となって 3,000 円、10 月 12 日以降分は１割負担なので上限 3,000 円のところ１／２となって 1,500 円となり、10 月の自己負担上限額は合計で 4,500 円となる。

治療薬、入院医療費の自己負担軽減に係る公費支援に当たって、審査支払機関に事務を委託する場合の契約書等を新たに作成しなければならないのか。

(答)

○ 治療薬、入院医療費の自己負担軽減に係る公費支援を含め、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による医療機関等に対する補助に係る事務を円滑かつ適切に実施するため、その審査及び支払事務を都道府県から社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に事務を委託する場合については、本年５月に、契約書及び覚書の文案をお示ししたところ。

○ 現行の契約及び覚書の期間が令和６年３月末まで等の場合、新たに契約の締結や覚書の交換は不要である。

相談窓口機能について、コロナの一般的な相談は、緊急包括支援交付金の対象となるか。

（答）

○　９月末までの取扱いと同様、発熱時の受診相談及び陽性判明後の体調急変時の自治体等の相談機能については対象となるが、これら以外の一般的な相談については対象とはならない。

保医発 0928 第１号
令和５年９月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

新型コロナウイルス感染症の令和５年 10 月以降の公費支援の
費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について

「新型コロナウイルス感染症の令和５年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年９月 15 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか事務連絡）において、令和５年 10 月以降の新型コロナウイルス感染症の患者等に対する公費支援の取扱いが示されたところである。

当該取扱いに伴い、保険医療機関等による公費支援の費用の請求（以下「本請求」という。）に係る診療報酬明細書の記載等については、下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、保険薬局、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いする。

なお、今回の公費支援の取扱いの変更に伴い、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和５年３月 20 日保医発 0320 第１号厚生労働省保険局医療課長通知。令和５年５月 25 日最終改正。以下「旧通知」という。）は令和５年９月 30 日付けで廃止する。

記

１　公費の種類について

新型コロナウイルス感染症に係る入院診療に要した費用の一部を補助する公費（以下「入院補助」という。）及び新型コロナウイルス感染症の治療薬に要した費用の一部を補助する公費（以下「治療薬補助」という。）の２種類とし、公費負担者番号はそれぞれ別紙のとおりとする。

なお、旧通知の「一部補助」及び「全額補助」の公費負担者番号は、それぞれ「入院補助」及び「治療薬補助」の公費負担者番号と同じものとしている。

2　「公費負担者番号」欄について

（1）　入院において、新型コロナウイルス感染症に係る診療及び治療薬を算定する場合は、保険医療機関の所在地に対応する入院補助及び治療薬補助のうち適用する公費負担者番号を記載すること。

なお、入院補助の適用にならず、新型コロナウイルス感染症の治療薬の投与もない場合については、公費負担者番号の記載は要さない。

（2）　入院外において、新型コロナウイルス感染症の治療薬を算定する場合は、保険医療機関又は保険薬局の所在地に対応する治療薬補助の公費負担者番号（調剤報酬明細書において、処方箋を交付した保険医療機関と保険薬局の所在地が異なる場合には、保険薬局の所在地の公費負担者番号）を記載すること。

（3）　他の公費負担医療制度による給付が行われる場合の記載順については、既存の法別番号 28 の公費負担医療（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症等の患者の入院（同法第 37 条））と同様の取扱いとすること。

3　公費負担医療の受給者番号について

公費負担医療の受給者番号は、「9999996（7桁）」を記載すること。

4　「特記事項」欄について

オンライン資格確認等システム又は限度額適用認定証により、患者の所得区分を確認の上、患者の自己負担額が高額療養費又は入院補助の自己負担上限額を超える場合には、当該所得区分等に応じて、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）の『「特記事項」欄について』において定める略号、区ア、区イ、区ウ、区エ、区オ、区カ及び区キのうち、該当する略号を記載すること。

なお、入院における多数回該当の場合は多ア、多イ、多ウ、多エ、多オ、多カ及び多キのうち、該当する略号を、また、入院外における多数回該当の場合は区ア、区イ、区ウ、区エ、区オ、区カ及び区キのうち、該当する略号を、それぞれ記載すること。

5　「療養の給付」欄について

本請求に係る「請求」の項には、医療保険及び適用する公費に係る合計点数をそれぞれ記載すること。

また、治療薬補助に係る「負担金額」又は「一部負担金」の項には患者の負担割合に応じた自己負担限度額（1割負担：3000 円、2割負担：6000 円、3割負担：9000 円）までの額を記載し、入院補助に係る「負担金額」の項には、患者の所得区分に応じ、「新型コロナウイルス感染症の令和5年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」の8（2）②に掲げる公費による減額措置後の最大の自己負担限度額を記載すること。

記載例：「療養の給付」欄

（1）　入院の場合１　特記事項：区ウ　70 歳未満

公費①：入院補助（※）

・新型コロナウイルス感染症に係る入院料など：133,100 点

・新型コロナウイルス感染症の治療薬：9,400 点

※　新型コロナウイルス感染症に係る医療費の３割が入院補助の所得区分における自己負担限度額（75,100 円）を超えるため入院補助を適用する。

		請求 点	※ 決定 点	負担金額 円
療養の給付	保険	142,500		91,680 減額　割(円)免除・支払猶予
	公費①	142,500 点	※ 点	75,100 円
	公費②	点	※ 点	円

（2）　入院の場合２　特記事項：区イ　70 歳未満

公費①：治療薬補助（※）

・新型コロナウイルス感染症に係る入院料など：40,000 点

・新型コロナウイルス感染症の治療薬：9,400 点

※　新型コロナウイルス感染症に係る医療費の３割が入院補助の所得区分における自己負担限度額（162,400 円）を超えないため治療薬補助を適用する。

		請求 点	※ 決定 点	負担金額 円
療養の給付	保険	49,400		(28,200) 148,200 減額　割(円)免除・支払猶予
	公費①	9,400 点	※ 点	9,000 円
	公費②	点	※ 点	円

（3）　入院の場合３　特記事項：区オ　70 歳未満

公費①：入院補助（※）　公費②：生活保護（法別 12）

・新型コロナウイルス感染症に係る入院料など：40,000 点
・新型コロナウイルス感染症の治療薬：9,400 点
※　新型コロナウイルス感染症に係る医療費の３割が入院補助の所得区分における自己負担限度額（25,400 円）を超えるため入院補助を適用する。

		請求	※決定	負担金額
療養の給付	保険	49,400 点	点	35,400 円 減額　割(円)免除・支払猶予
	公費①	49,400 点	※　点	25,400 円
	公費②	49,400 点	※　点	0 円

（４）　入院外の場合　特記事項：区ウ
公費①：治療薬補助
・初・再診料、検査料など：1,400 点
・コロナ治療薬：9,400 点

		請求	※決定	一部負担金
療養の給付	保険	10,800 点	点	円 減額　割(円)免除・支払猶予
	公費①	9,400 点	※　点	9,000 円
	公費②	点	※　点	円

6　その他
その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」によること。

7　実施時期
令和５年 10 月１日から実施すること。

（別紙）

実施機関名		公費負担者番号								集計コード
		法別番号		都道府県番号		実施機関番号			検証番号	
北海道	入院診療：入院補助	2	8	0	1	0	7	0	0	28010700
	治療薬　：治療薬補助	2	8	0	1	0	8	0	9	28010809
青森県	入院診療：入院補助	2	8	0	2	0	7	0	9	28020709
	治療薬　：治療薬補助	2	8	0	2	0	8	0	8	28020808
岩手県	入院診療：入院補助	2	8	0	3	0	7	0	8	28030708
	治療薬　：治療薬補助	2	8	0	3	0	8	0	7	28030807
宮城県	入院診療：入院補助	2	8	0	4	0	7	0	7	28040707
	治療薬　：治療薬補助	2	8	0	4	0	8	0	6	28040806
秋田県	入院診療：入院補助	2	8	0	5	0	7	0	6	28050706
	治療薬　：治療薬補助	2	8	0	5	0	8	0	5	28050805
山形県	入院診療：入院補助	2	8	0	6	0	7	0	5	28060705
	治療薬　：治療薬補助	2	8	0	6	0	8	0	4	28060804
福島県	入院診療：入院補助	2	8	0	7	0	7	0	4	28070704
	治療薬　：治療薬補助	2	8	0	7	0	8	0	3	28070803
茨城県	入院診療：入院補助	2	8	0	8	0	7	0	3	28080703
	治療薬　：治療薬補助	2	8	0	8	0	8	0	2	28080802
栃木県	入院診療：入院補助	2	8	0	9	0	7	0	2	28090702
	治療薬　：治療薬補助	2	8	0	9	0	8	0	1	28090801
群馬県	入院診療：入院補助	2	8	1	0	0	7	0	9	28100709
	治療薬　：治療薬補助	2	8	1	0	2	8	0	4	28102804
埼玉県	入院診療：入院補助	2	8	1	1	0	7	0	8	28110708
	治療薬　：治療薬補助	2	8	1	1	0	8	0	7	28110807
千葉県	入院診療：入院補助	2	8	1	2	0	7	0	7	28120707
	治療薬　：治療薬補助	2	8	1	2	0	8	0	6	28120806
東京都	入院診療：入院補助	2	8	1	3	2	7	0	2	28132702
	治療薬　：治療薬補助	2	8	1	3	2	8	0	1	28132801
神奈川県	入院診療：入院補助	2	8	1	4	0	7	0	5	28140705
	治療薬　：治療薬補助	2	8	1	4	0	8	0	4	28140804
新潟県	入院診療：入院補助	2	8	1	5	0	7	0	4	28150704
	治療薬　：治療薬補助	2	8	1	5	0	8	0	3	28150803
富山県	入院診療：入院補助	2	8	1	6	0	7	0	3	28160703
	治療薬　：治療薬補助	2	8	1	6	0	8	0	2	28160802
石川県	入院診療：入院補助	2	8	1	7	0	7	0	2	28170702
	治療薬　：治療薬補助	2	8	1	7	0	8	0	1	28170801
福井県	入院診療：入院補助	2	8	1	8	0	7	0	1	28180701
	治療薬　：治療薬補助	2	8	1	8	0	8	0	0	28180800
山梨県	入院診療：入院補助	2	8	1	9	0	7	0	0	28190700
	治療薬　：治療薬補助	2	8	1	9	0	8	0	9	28190809
長野県	入院診療：入院補助	2	8	2	0	0	7	0	7	28200707
	治療薬　：治療薬補助	2	8	2	0	0	8	0	6	28200806
岐阜県	入院診療：入院補助	2	8	2	1	0	7	0	6	28210706
	治療薬　：治療薬補助	2	8	2	1	0	8	0	5	28210805
静岡県	入院診療：入院補助	2	8	2	2	0	7	0	5	28220705
	治療薬　：治療薬補助	2	8	2	2	0	8	0	4	28220804
愛知県	入院診療：入院補助	2	8	2	3	0	7	0	4	28230704
	治療薬　：治療薬補助	2	8	2	3	0	8	0	3	28230803
三重県	入院診療：入院補助	2	8	2	4	0	7	0	3	28240703
	治療薬　：治療薬補助	2	8	2	4	0	8	0	2	28240802
滋賀県	入院診療：入院補助	2	8	2	5	0	7	0	2	28250702
	治療薬　：治療薬補助	2	8	2	5	0	8	0	1	28250801

実施機関名		公費負担者番号								集計コード
		法別番号		都道府県番号		実施機関番号			検証番号	
京都府	入院診療：入院補助	2	8	2	6	0	7	0	1	28260701
	治療薬　：治療薬補助	2	8	2	6	0	8	0	0	28260800
大阪府	入院診療：入院補助	2	8	2	7	0	7	0	0	28270700
	治療薬　：治療薬補助	2	8	2	7	0	8	0	9	28270809
兵庫県	入院診療：入院補助	2	8	2	8	0	7	0	9	28280709
	治療薬　：治療薬補助	2	8	2	8	0	8	0	8	28280808
奈良県	入院診療：入院補助	2	8	2	9	0	7	0	8	28290708
	治療薬　：治療薬補助	2	8	2	9	0	8	0	7	28290807
和歌山県	入院診療：入院補助	2	8	3	0	0	7	0	5	28300705
	治療薬　：治療薬補助	2	8	3	0	0	8	0	4	28300804
鳥取県	入院診療：入院補助	2	8	3	1	0	7	0	4	28310704
	治療薬　：治療薬補助	2	8	3	1	0	8	0	3	28310803
島根県	入院診療：入院補助	2	8	3	2	0	7	0	3	28320703
	治療薬　：治療薬補助	2	8	3	2	0	8	0	2	28320802
岡山県	入院診療：入院補助	2	8	3	3	0	7	0	2	28330702
	治療薬　：治療薬補助	2	8	3	3	0	8	0	1	28330801
広島県	入院診療：入院補助	2	8	3	4	0	7	0	1	28340701
	治療薬　：治療薬補助	2	8	3	4	0	8	0	0	28340800
山口県	入院診療：入院補助	2	8	3	5	0	7	0	0	28350700
	治療薬　：治療薬補助	2	8	3	5	0	8	0	9	28350809
徳島県	入院診療：入院補助	2	8	3	6	0	7	0	9	28360709
	治療薬　：治療薬補助	2	8	3	6	0	8	0	8	28360808
香川県	入院診療：入院補助	2	8	3	7	0	7	0	8	28370708
	治療薬　：治療薬補助	2	8	3	7	0	8	0	7	28370807
愛媛県	入院診療：入院補助	2	8	3	8	0	7	0	7	28380707
	治療薬　：治療薬補助	2	8	3	8	0	8	0	6	28380806
高知県	入院診療：入院補助	2	8	3	9	0	7	0	6	28390706
	治療薬　：治療薬補助	2	8	3	9	0	8	0	5	28390805
福岡県	入院診療：入院補助	2	8	4	0	0	7	0	3	28400703
	治療薬　：治療薬補助	2	8	4	0	0	8	0	2	28400802
佐賀県	入院診療：入院補助	2	8	4	1	0	7	0	2	28410702
	治療薬　：治療薬補助	2	8	4	1	0	8	0	1	28410801
長崎県	入院診療：入院補助	2	8	4	2	0	7	0	1	28420701
	治療薬　：治療薬補助	2	8	4	2	0	8	0	0	28420800
熊本県	入院診療：入院補助	2	8	4	3	0	7	0	0	28430700
	治療薬　：治療薬補助	2	8	4	3	0	8	0	9	28430809
大分県	入院診療：入院補助	2	8	4	4	0	7	0	9	28440709
	治療薬　：治療薬補助	2	8	4	4	0	8	0	8	28440808
宮崎県	入院診療：入院補助	2	8	4	5	0	7	0	8	28450708
	治療薬　：治療薬補助	2	8	4	5	0	8	0	7	28450807
鹿児島県	入院診療：入院補助	2	8	4	6	0	7	0	7	28460707
	治療薬　：治療薬補助	2	8	4	6	0	8	0	6	28460806
沖縄県	入院診療：入院補助	2	8	4	7	0	7	0	6	28470706
	治療薬　：治療薬補助	2	8	4	7	0	8	0	5	28470805